



「がんばろう信州！観光キャンペーン」

## 「令和元年長野県ふっこう割」の概要



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

長野県観光部

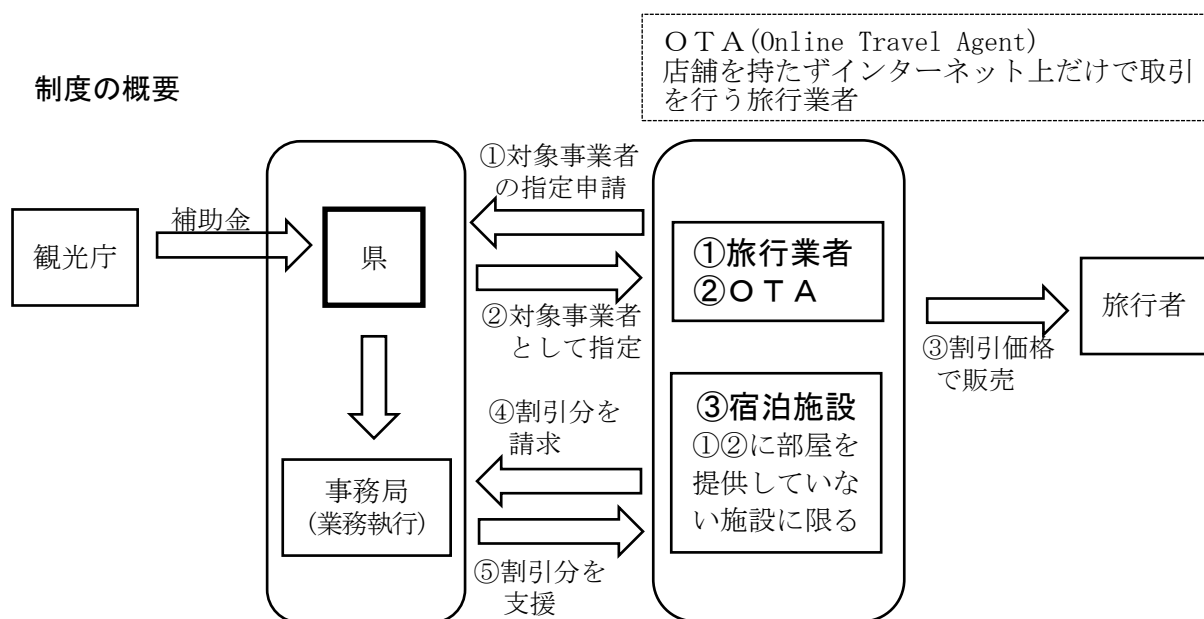
### 1 目的

台風19号による災害に伴い、直接被害を受けた地域だけではなく、県内全域において宿泊施設のキャンセルや観光客の減少など大きな影響を受けている。

被災地の復旧が進み、北陸新幹線、中央東線、高速道路等の不通区間も解消したことから、迅速に地域経済の復興を図ることが必要になっている。

このため、日本人旅行者はもとより外国人旅行者も対象とした旅行・宿泊料金の割引等を支援することで、観光需要を喚起し、観光再生を図る。

### 2 制度の概要



### 3 長野県ふっこう割事業事務局

事務局業務（予算調整、書類審査、支払等）は(株)日本旅行へ委託

所在地 東京都品川区東大井2-13-8 ケイヒン東大井ビル4階

電話番号 [事業者向け] 03-5763-5901

[旅行者向け] 03-5763-5902

E-Mail fukkouwari\_nagano@nta.co.jp

ホームページ [事業者向け] <https://fukkouwari-nagano.jp>

[旅行者向け] <https://fukkouwari-nagano.com>

## 4 実施計画

### (1) 支援対象の地域

長野県全域（ただし、被災地域に手厚い支援となるよう配慮する。）

※大手OTAにおいては「全県」と「被災地域」に分けたクーポンを発行

### (2) 支援対象の代金

- ・長野県内での宿泊代金
- ・長野県内での1泊以上の宿泊を組み込んだ旅行商品の代金

### (3) 支援金を請求できる者

- ① 旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた者
- ② OTA
- ③ 旅行会社、OTAに部屋を提供していない宿泊施設

※平成30年西日本豪雨のふっこう割と異なり、旅行者が支援金を請求することはできない。

### (4) 支援金額

|                   |           |                       |          |
|-------------------|-----------|-----------------------|----------|
| 1人泊当たり<br>旅行・宿泊代金 | 10,000円以上 | 6,000円以上<br>10,000円未満 | 6,000円未満 |
| 1人泊当たり<br>支援金額    | 5,000円    | 3,000円                | 対象外      |

- ・1人泊当たりの旅行・宿泊代金は消費税込みの金額とする。また、旅行商品の販売や宿泊の予約申込時にお客様へ提示したプランに基づく代金とする。（実際の支払総額ではないことに注意）
- ・1人当たり1回の旅行で日本人旅行者は15,000円、外国人旅行者は50,000円の支援を上限とする。（他都県で宿泊した際のふっこう割による割引額を含む。）
- ・「宿泊のみ」の利用の場合、日本人旅行者は1室2名以上の利用のみ支援対象とする。

### (5) 実施期間

割引対象となる宿泊、旅行商品の予約・販売開始日は事務局から承認通知を受けた日以降の販売準備が整った日

最終日は2月28日宿泊（2月29日チェックアウト分）を原則とし、3月19日（木）必着で実績報告が可能な旅行会社、宿泊施設に限り3月14日宿泊分まで延長可能

ただし、令和元年12月28日から令和2年1月4日までの宿泊分は支援対象外とする。

支援金が予算額に達した時点で終了とする。

### (6) 支援金額の配分

- ・日本人旅行者8割：外国人旅行者2割
- ・支援金の請求できる者の区分ごとの配分枠を設定し、その中で各社、各施設の上限を設定

旅行会社

OTA

宿泊施設

## (7) 予算額

437,774千円（全額国庫補助金）

（うち 割引額401,628千円 広報・事務経費 36,146千円）

## (8) その他

- ・ふっこう割の対象となる旅行商品、宿泊の販売に当たっては、ふっこう割事業の対象であること、本来の価格と割引後の価格を明示する必要があります。

## 5 必要な手続き

- ・ **旅行者、OTAに部屋を提供している宿泊施設**は、事務局に対する**手続きは不要**です。  
旅行者、OTAと適用条件等をご相談ください。
- ・ **旅行者、OTAに部屋を提供していない宿泊施設**がふっこう割を利用した宿泊代金の割引を実施する場合、**対象施設として指定を受けるため事務局へ申請が必要**です。

## 6 「ふっこう割」の効果を高めるための取組み

### 【旅行者、OTA、宿泊施設、観光関係の皆様へのお願い】

- (1) 「ふっこう割」は観光目的の旅行者を対象とする。ビジネス目的での旅行にたいするふっこう割の利用は極力排除する。
- (2) 地域全体への経済波及効果を最大限引き出すため、「宿泊のみ」の利用より「旅行商品」の割引を優先する。  
なお、旅行商品には、旅行会社が販売するツアーやパック商品だけでなく、例えば宿泊とリフト券や沿道サービス施設などでの買物等をセットにしたプランなど、地域と連携し経済波及効果が認められるものを含む。
- (3) 新たな需要を喚起できる効果的な旅行商品や宿泊プランの造成を促進する。
- (4) 単なる割引キャンペーンではなく、今後のさらなる誘客につなげるきっかけとしてふっこう割を活用する。